

# 千葉市招致外国青年任用要綱

## (国際交流員)

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この任用要綱（以下「要綱」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、千葉市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び市の条例・規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流員 国際交流活動に従事する者
- (2) 所属長 国際交流員が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- (5) 任用団体 国際交流員を任用する組織

### 第2章 職 務

(国際交流員の職務)

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 任用団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- (2) 任用団体の国際経済交流関係事務の補助（地域産品の海外販路拡大や外国人観光客の誘致などの国際経済交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等）

- (3) 任用団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- (4) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画
- (5) 地域住民の異文化理解及び外国人住民の生活支援活動のための交流活動への協力
- (6) その他所属長が必要と認める職務

### 第3章 任期及びその終了

#### (任期)

第4条 参加者の任期は、令和5年8月15日から令和6年3月31日まで（以下「前半任期」という。）及び令和6年4月1日から令和6年8月14日まで（以下「後半任期」という。）とする。

- 2 前項の任期満了後、双方の合意がなされた場合に限り、市と参加者は再度の任用を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。
- 4 参加者が任期において必要とされる研修については、業務に支障がなく、且つ予算の許す範囲で参加できるものとする。

#### (退職)

第5条 参加者は前条の任期は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

### 第4章 報酬その他の給付

#### (報酬及びその計算)

第6条 参加者の報酬は、来日1年目については、月額28万円（年額336万円）とし、再任用された場合の2年目については月額30万円（年額360万円）、3年目については月額32万5千円（年額390万円）、4年目及び5年目については月額33万円（年額396万円）とする。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない

日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

- 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
- 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。
- 5 参加者の帰国等により第2項により難い場合は、所属長は報酬の支給日を変更することができる。

(交通費)

第6条の2 交通費は、参加者のうち次に掲げる者に対し、実費相当額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者（交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満である者及び第3号に掲げる者を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満である者及び次号に掲げる者を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離がそれぞれ片道1キロメートル未満である者を除く。）

- 2 参加者の帰国等により前項の規定により難い場合は、所属長は交通費の支給日を変更することができる。

(報酬の減額)

第7条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この要綱に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき第6条第4項により計算した1時間当たりの額を第6条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 参加者が職務を行うために旅行するときは、千葉市職員の旅費等に関する条例(平成2年千葉市条例第31号)別表1の3等級の職員に支給される旅費と同一の種類及び額により、費用を弁償する。

2 市は、別表に定めるところにより、参加者の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす参加者に対して弁償するものとする。

(1) 第4条第1項の前半任期及び後半任期を満了すること。

(2) 後半任期満了日の翌日から1月以内に日本において市又は第三者と雇用関係に入らないこと。

(3) 後半任期満了日の翌日から起算して1月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により前半任期及び後半任期満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第8条の2 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

(住居)

第9条 参加者が居住するための住居は、市が借上げ、当該住居の家賃(以下「家賃」という。)は、市が千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。)第11条の4第1項第2号により算出した住居手当の額に相当する額(以下「住居手当相当額」という。)を負担するものとし、参加者は、当該家賃から市の負担額を控除した額を負担するものとする。

2 参加者が市の借り上げ住居に月の途中で入居又は退去するときは、当該月に参加者が負担する家賃は、日割計算により算出する。

3 家賃の日割計算にあつては、家賃から住居手当相当額を控除した額を当該月の日数で除して得た額を一日当たりの額とし、退去日は居住日数に算入しないこととする。

- 4 家賃が改定されたときは、改定家賃から住居手当相当額を控除した額を参加者は負担するものとし、住居手当相当額が改定されたときは、家賃から当該住居手当相当額を控除した額を負担するものとする。
- 5 第1項の場合における家賃の支払方法は、その全額を市が支払うものとし、参加者は、その負担額を市に納入するものとする。
- 6 参加者が居住する住居の手当に関し、この要綱に定めのない事項については、給与条例及び千葉市職員の住居手当の支給に関する規則（昭和46年千葉市規則第5号）を準用する。
- 7 参加者が、市の借り上げた住居に入居後、居住しがたい事由が発生した場合には、住居の変更を認めることができるものとする。
- 8 住居の変更に伴い発生する費用は参加者が全額負担するものとする。ただし、市の都合により住居を変更するときは、敷金、礼金及びその他市が負担することが相当と認められる費用を市が負担するものとする。

## 第5章 勤務時間、休日、休暇

### （勤務時間）

- 第10条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。
- 2 参加者の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時から午後5時までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、原則として、その日の翌日を起算日として4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。
- 4 前項の勤務にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。また、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時

間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 参加者は、第4条に定める任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は任用時に10日間を付与され、残りは11月1日に付与される。ただし、参加者から申出があり、真にやむを得ないと認められる場合には、市は残りの年次有給休暇をこの期日より前に付与することができる。また、この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。なお、再度任用される者についてはこの限りではない。

2 参加者が第4条の任期満了後、市に再度任用される場合には、12日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を次の任期に繰り越すことができるものとする。

3 所属長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇はその開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間（第26条第2項第1号に定める休職期間を含む）と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において5日間以内(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日間以内)の期間
- (6) 女子の参加者が6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 参加者の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。)が出産する場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日間以内の期間
- (9) 参加者の妻が出産する場合において、参加者が当該出産に係る子(参加者の配偶者の子を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまで子を養育するとき 出産を予定する日の6週間前の日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日)から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内における5日間以内の期間
- (10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の参加者にあっては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30

分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間以内の期間)

- (1 1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する参加者が、その子を看護する場合 5日間以内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日間以内の期間とする。）
- (1 2) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (1 3) 女子の参加者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (1 4) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉市規則第20号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において、5日間以内（要介護者が複数の場合にあつては、10日間以内とする。）で必要と認められる期間
- (1 5) 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く。）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日間以内の必要と認められる期間
- (1 6) 参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (1 7) 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要



な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間

(18) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる期間

(19) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間

(20) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康維持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(21) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から10月までの期間内において3日の範囲内の期間

(22) その他所属長が特に必要と認めた場合（入国後の住居地の届出時、査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合）所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。

(育児休業)

第14条の2 養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として千葉県職員の育児休業等に関する条例（平成4年千葉県条例第2号。以下「育児休業等条例」という。）で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として育児休業等条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、育児休業等条例に定める日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業

を除く。)をしたことがあるときは、育児休業等条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 一 子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、参加者が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のもの
  - 二 参加者が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該参加者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）
- 2 育児休業期間中は、無給とする。

#### （部分休業）

- 第14条の3 参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、育児休業等条例の定めるところにより、当該参加者が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該参加者が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。
- 2 部分休業は、参加者について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。
  - 3 部分休業により勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

## 第6章 服 務

#### （職務命令に従う義務）

- 第15条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

#### （人事評価）

- 第16条 市は参加者の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第17条 参加者は、この要綱に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第18条 参加者は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第19条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第20条 参加者は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第21条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第22条 参加者は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第23条 参加者は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

(宗教活動の制限)

第24条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車運転等の制限)

第25条 参加者は、自宅から任用団体が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

## 第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第26条 市は、参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 市は、参加者が次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除く外、参加者が病気（第29条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。第28条第2号の日数において同じ。）を超える場合

- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 参加者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第27条 市は、参加者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合

- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。

(3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。

(4) 懲戒免職 予定期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

(休職期間中の報酬)

第28条 第26条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 同条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

(2) 同条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(3) 同条第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第29条 参加者が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第28条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続き)

第30条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第21号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第22号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければ

ならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第14条第1項第6号及び第7号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

4 第26条第2項第2号による休職及び第29条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

## 第8章 公務災害補償等

### (公務災害補償)

第31条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年千葉市条例第55号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

### (公務外の災害補償)

第32条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害をうけた場合における損害補償について配慮するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成25年 2月12日から施行するものとし、施行日以降に任用される参加者に適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 7月 1日から施行するものとし、施行日以降に任用される参加者に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行するものとし、施行日以降に任用される参加者に適用する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、本規則の適用は前半任期までとし、後半任期以降は参加者を会計年度任用職員として任用し直すこととする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行するものとし、本規則の適用は後半任期のみとする。

附 則

この要綱は、令和2年 7月 1日から施行するものとし、施行日以降に任用される参加者に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 3月 1日から施行するものとし、施行日以降に任用される参加者に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 8月 5日から施行するものとし、施行日以降に任用される参加者に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から施行し、施行の日以後に任用される参加者に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月15日から施行し、施行の日以後に任用される参加者に適用する。

別表

時 期	支 給 す る 費 用 の 内 容
赴 任 時	渡航費用については、任用団体が一般財団法人自治体国際化協会より通知される渡航負担金を同協会に払い込むことにより、費用を弁償する。 国内からの参加者については、指定された空港又は鉄道の駅から来日直後オリエンテーション会場の最寄り駅までの交通費。ただし、指定された空港又は鉄道の駅から来日直後オリエンテーション会場の最寄り駅までが、100km未満の地点から参加する場合は支給しない。
	成田空港等から来日直後オリエンテーション会場までの交通費
	来日直後オリエンテーション期間中の宿泊費
	来日直後オリエンテーション会場から市までの交通費
帰 国 時	市から日本国内の出発空港（帰国便が出ている最寄りの空港）までの交通費
	日本国内の出発空港（帰国便が出ている最寄りの空港）から赴任時に指定された空港（日本国内から赴任した者については、出身国内の指定される空港）までの航空券又は相当分の金額。